

翻訳

マティルデ・ハイン
ドイツの農村と民俗衣装

——1930年代のヘッセン州中部域の調査研究—— (3)

河野 真 (訳・解説)

目次

[訳者解説1]

序文

民俗衣装の村：概観

村落共同体における衣装

- 1 暮らしの等級からみた村落共同体の内部区分
- 2 村の仕事着と晴れ着 (以上、本誌44, 45号)
- 3 屋敷共同体と血族圏における衣装 (本号、以下の括弧の小見出しは訳者による)
 - (屋敷の意義)
 - (結婚式と婚礼衣装)
 - (喜捨の布地)
 - (婚礼と歌唱習俗)
 - (婚礼調度の運び入れ：村内の嫁入りと村外からの嫁入り)
 - (衣装箆笥の中身)
 - (亜麻布と羊毛)
 - (昔の家計簿における衣装の記載)
 - (家僕の節季)
 - (屋敷共同体における叔父・叔母の役割)

訳注

3. 屋敷共同体と血族圏における衣装

(屋敷の意義)

マールドルフの住民の中に溶け込もうとするなら、個々の人々のファミリー・ネームを知るだけでは不十分である。でなければ、地元民を村の成員たらしめている会話を理解することはできない。そもそも誰のことが話題になっているのかも分からない。マールドルフの村人は、役所に届けられたファミリー・ネームとは別の名前をもっている。村に特有のこの名前の付け方は、役場に届けられている個々人の名前以上に力がある。学童たちはたがいに役所に届けられた名前に慣れてはいる。しかしいったん学校を後にするや、自分たちの環境に特有の、耳に親しい呼び名へもどってゆく。マールドルフの老人などは、役場に登録された名前で誰かのことを訊かれると、一瞬、戸惑うくらいである。しかし別の呼び名が告げられると、即座に反応する。訊ねる方も、その呼び名を口にするによって、村の共同体に属している自分の立場を示すことになる。そうしたマールドルフ名が頭に入っていてはじめて会話を進めることができる。

非常に数少ない例から挙げると、身体が目立った特徴が呼び名になっていることがある。しかし最も多いのは、屋敷名を付けた呼び名である。また手仕事職人の場合は、仕事の種類が呼び名になる。たとえば、マールドルフの村人にとっては、ヨーゼフ・リールという人物は存在せず、いるのは役所への届け出名とは別名の《ユンカー・ヨーゼフ》である。その男の屋敷は《ユンケルンホープ》(Junkernhoop) と言い、18世紀の貴族身分の所有者、ユンカー(地主貴族)のフォン・シャージェ家に由来する。その屋敷の子供たちも、《ユンケルン・カトリン》となる、といった具合である。また別の農婦は普通は《ラウエルン・フラー》(Lauern Fraa [= Frau] ラウアーの奥さん)と呼ばれるが、文字で書く時の姓はクレーリング(Krähling)である。その屋敷名の由来は、納屋の梁に残る古い銘が教えてくれる。そこにラウアー(Lauer)という苗字の者が、1726年という年次と共に名前を彫りつけたのだった。かく、それぞれの名前は、屋敷とそこに暮らした幾世代についての小さな歴史を示している。もっともその歴史は、たいてい18世紀初めより前には遡らない。

歴史的な由来よりもずっと重要なのは屋敷名の意味である。それは、農民たちには屋敷への帰属性が家族への帰属性よりも本質的であることを物語っているからである。それゆえ、名指し方のはじめに来る屋敷名は、名前の当人が何であるかを表している。個々人のファーストネームは、屋敷共同体の成員を区分するだけのものである。屋敷名を通じて、同じ村の者にも、隣村の者にも、自己を表現し、また社会的ランクを明示することになる。後者について、マールドルフの村人は殊の外こまかい感覚をもっている。そうした名前の響きは、当人のイメージを呼び起こすだけでなく、何よりも、村の思念がその屋敷について抱いている

イメージを掻き立てる。個々人の姿かたちは屋敷と共に存するのである。

マールドルフの農民たちは、個人の欲求を、屋敷よりも下に位置付ける。農民たちは、暮らしたいそう満足しており、煙草もほとんど吸わず、吸っても葉巻煙草の安価なものだけである。村の飲食館でもめったに見かけない。農民は、子供たちに、パンに塗る具を二倍ほしければ、その前に家二軒と納屋二棟を持たねばならぬ、と言い聞かせる。農民が語る昔の物語では、怖ろしい化け物が現れるのは豊かな家屋敷からである。父親から受け継いだ財産は無意識のうちに責務の威圧となっている。わずかでも減らすことなく、次の世代に渡さなければならぬ。その鎖を断つことはゆるされない。子宝に恵まれない場合は、姉妹あるいは兄弟の子供を《継ぐためにもらう》のが、マールドルフの古くからの慣習である。贅沢な暮らしのために屋敷を売るなどは以ての外である。《継ぐためにもらわれた》後継ぎは、子供のうちから、両親が同じ村に生きていても、将来の自分の屋敷にしっかり根づかせられる。屋敷との結びつきは、自分の家族との結びつきより上なのである。一般的には、マールドルフの農民屋敷は子だくさんである。農夫も農婦も、子供たちだけが労働を助けてくれる存在と考えている。躰しつけも農民ならではの仕事へ延びてゆく。子供たちは、小さいうちから、ちょっとした仕事を手伝わなければならない。子供たちは、小ぶりの色彩をほどした小さなレーキ (Rechen)、つまり小さな熊手 (kleine Harke) を持っており、遊びながら道具の使い方を習得する。

農民屋敷は、世代を超えて続く所有物と相続財産だけを意味するのではない。同時に、人間の社会形成の原点、すなわち自然な共同体 (ゲマインシャフト) である。家族共同体よりも包括的な屋敷共同体 (Hofgemeinschaft) である。マールドルフの場合、たいてい三世代が一緒に暮らしている。老夫婦も隠居所に引き籠ってはいない。またどの屋敷にも、《姉さま》 (Woas = Base) つまり独身の叔母や、《いとこのおいちゃん》すなわち結婚しなかった叔父が同居している。さらにマールドルフのやや規模の大きな農家には、下男と下婢がいる。これらすべては、徹底して家父長制の性格をもつ屋敷共同体の成員である。そしてこのまとまりの頂点に農夫が立っている。扈従らは農夫を《旦那様》 (unser Herr) と言う。また農婦は下男や下婢にとっては《奥方様》 (unser Fraa) で、その《Frau》は語の全き意味において《女あるじ》と同義である。この旦那様と奥方様、またその親である老夫婦に対しては、子供も下男も下婢も、《Ihr / Euch》 ([訳注] 今日では親称の2人称複数1格と3、4格として親しみとも見下しともなるが、元は礼称であった) とお呼びする。下男と下婢、それに年齢に関係なくどの子供も、誰からも Du とファーストネームで呼びかけられる。屋敷に暮らす集団は、屋敷で結ばれた生きた単一体である。扈従もまたこの屋敷共同体に責任をもつ成員であることは、彼らが収穫物の収納をするときの会話や、家畜わしの体調を案じる時の言葉の使い方からうかがえる。それらは彼らにとって全てであり、《儂ら》、《俺ら》のものなのである。この社会的有機体の中



20. 農民の《食卓共同体》：座席の規則には、農民の暮らしの家父長制的性格がよく表れている。



21. 屋敷と畜舎の早朝の仕事：屋敷共同体の成員の全員について仕事が決まっている。特に毎日の家畜の世話は重要である。



22. 《夕禱のパン》を持って：子供たちも屋敷と畑の手伝いをする。



23. 畑仕事の合間の《お昼のコーヒー》：収穫の時期には畑で食事をとることが多い。

で、それぞれに決まった仕事があてがわれる。農夫と農婦の仕事分が決まっているだけではない。農婦は下婢たちに仕事万端を指図する(写真21)。一人はパン焼きを、他の一人はバターづくりを、また誰がどの牝牛の搾乳をするかも決まっている。なお農民夫妻の主人としての地位は、二人が朝早く起き、伺候する働き手への指図の先頭に立つことに存する¹⁵⁾。

家父長制の屋敷共同体の様相が特によく表れるのは、屋敷の全員がそろって食事をとることにおいてである(写真20)。家の規則の然らしめるところ、農夫が最上席に坐る。その左側は農婦の場所で、彼女は肉を切り分けて分配する。農婦の横には娘たちが年若い者から順に坐る。それに続いて、上働きの下婢(Großmagd)、次に下働きの下婢(Kleinmagd)となる。テーブルの反対側は、息子たち、下男、日雇いの順番である。刈取りのときは畑で食事をとるが、同じ食卓共同体の光景を見ることになる(写真23)。

(結婚式と婚礼衣装)

農民という存在形態をになう基本理念としての屋敷思念は、また農民の婚姻をも規定し、延いてはそれが個々人の性向を決定する。農婦は屋敷の中でかけがえのない重責をになうため、農民の青年の結婚相手としては、若いうちから農作業に慣れて農業中心の生活サイクルに満足している娘がもとめられる。むろん若い農民は、隣町の娘の軽やかな身ごなしに惹かれることはある。キルメス〔訳注〕秋祭りなど)では、そうした娘と踊ることもある。しかし屋敷に女主として迎えるには、町の娘は論外である。娘の外面の衣装が、彼の目にはすでに農民とは異質である。そのため結婚の相手は村の娘になるが、それも民俗衣装の娘で、そうであれば持参金が少なくても構わない。若い農民にとって大事なものは、屋敷の伝統と結びついた気圏に自分勝手な異質な人間を入れないことである。衣装でも、若い妻と彼女の義母や夫の姉妹との間で調和がたもたれなければならない。若い妻は《ずっと上の》何かであってはならないのである。

農民の結婚式と花嫁の豪華な衣装も、この屋敷の観点から解さねばならない。花嫁の父親は、たとえ同じ社会的ランクの農民であっても、名折れとならないために盛大な婚礼をととのえる。そのとき花嫁は《盛り上げ(Uffgesetz)》(カラー図版V)で居並ぶ花嫁付き添い人の中に登場する。この《盛り上げ》は、シュヴァルム地方の花嫁の《帽子》(Schappel)と親近で、中世には純潔のしるしであり、娘たちの誰もがほどいた髪に着ける祝儀の装飾であった。この辺りでは、18世紀末のギーセン地方において、波打たせた髪にこの種類の冠を花嫁が装飾につけた記録がある。この習わしは、ヒュッテンベルクの花嫁の装飾として保たれてお

15) 参照, Julius SCHWIETERING, *Die sozialpolitische Aufgabe der deutschen Volkskunde*. In: *Oberdeutsche Zeitschrift für Volkskunde*, 7. Jg. 1. Heft (1933).

り、稀ではあるが、梳いた髪に《結わえ》で祭壇の前へ歩を運ぶ。マールドルフだけでなく、他のカトリック教会系の村々でも、婚礼の日に花嫁は近似した装飾を着ける。処女の冠を誰が着けてもよく、誰がいけないかを決めるのは村の世評である。それと一体になって行なわれる結婚ミサを基準にするため、教会堂での結婚式はマールドルフでは朝の8時か8時半である。すでに5時には、独身の年配女性の《針もの師》(Nähersche)が着付けのために花嫁の家へやって来る。彼女は一生の間に数多くの花嫁に婚礼衣装を着せてきた。そのためだけの人員で、終日、婚礼が行なわれる家に詰める。花嫁が一番下に着けるのは大きな《色物の》シャツで、高価な透かし編みがあしらわれている。それはたいてい、花嫁が自分で縫ったものか、あるいは母親から譲られたものである。黒の布をふくらませた腰当て枕の上に髷の付いた内側のスカートをつける。その次は、輝くような紅い厚手木綿布、その上には混紡のスカートで幅の広い縞子のリボンと当て布が付いている。次の木綿のスカートには縁に絹の結び紐が付いている。今日では、このスカートの縁にはリボンが付かない。その見栄えは、もっぱら木綿の質と数多くの髷で、髷は腰のあたりできつく絞られ、その下は緩やかに広がっている。ライトブルーのウールの靴下にあしらわれた白い菱形文様がスカートの縁の下にあらわれる。花婿は、慣習がもとめるところに従って、《よそゆき靴》(Kommodschuh) [訳注] 快適な靴 comfortable shoes の意、労働のためではなく祭日や催しに履く)の縞子とエナメル革作りのものを贈られている。靴匠は、底の内側には紅色のウールの小布のハート形があてられており、そこには花嫁の名前が記されている。《針もの師》が花嫁の着付けを終えると、近所の女性たちや女友達が部屋へ入って来る。彼女たちは、《針もの師》と共に、花嫁にこの晴れの日の振舞い方について教える。教会堂へ行くときの歩み方、両手の重ね方、慣れない装飾品を頭に載せているのをどうするか、等である。《盛り上げ》を頭に留めるのは、《針もの師》にとって一苦勞である。頭の天辺の髪の毛を予め水で固めてそれを8つから10の小さな房につくる。この房の間に《小枕》、すなわち小さな中空の木綿の筒を置き、それを髪の小房で縫うようにして留める。それ以外の髪は、^{うなじ}項のところでもとめて背中に垂らす。この頭飾りが仕上げる前に、花嫁は黒い絹のモツツエを着込んでいなければならない。刺繍をほどこした長いウールのスカートの代わりに、今日では、刺繍入りの柔らかい白のバチスト地が入っており、それは既製品を買うのである。そして背中で三角形に広げ、胸で十字に結んで差し込む。

花嫁の装飾で値段が張るのは色彩鮮やかなリボンで、《飾り房》と呼ばれる(カラー図版V)。次に髪の《小枕》を中心にしたリボンの束が紐で留められる。これは、ヴァイオレット、紅あるいはグリーン地に金あるいは銀の房を付けた9本からの11本の花柄の絹リボンである。これが、小さなマントさながら、花嫁の後頭部から肩と背中を覆って、腰にまで垂れている。注意してリボンが互いに差し込むように塩梅されているため、ばらばらにならない。比

較できるものとしては、シュヴァルム地方の《花板づくりの花嫁》がこれに近い (gebretterte Braut [訳注] 後ろから見た場合の装飾として、堅めの幅広リボン数条が後頭部から放射上に広がって腰の上あたりまで覆っている)。シュヴァルムの場合は、マールドルフと同じような飾りリボンの肩を覆う広襟だが、ルーシェ (装飾り) になるのは襟首からである ([訳注] シュヴァルムの場合は背面の首から上が扇状になり、頸から下がここで言われるような放射状の幅広リボンとなる)。針もの師の仕事はこれで終わりではない。これから、小枕の中の空洞に造花の小さな花束と金属球とラメを挿し込むのである。そしていよいよ、色とりどりの造花をまとめた三つの蔓から成る大きな冠を、この小枕を囲むように据えつける。全体を留めるには、数本の待ち針を使う。冠の端を覆うようにリボンを横に走らせ、二条の端は背中に垂らす。

しかしリボンはまだ仕上がってはいない。婚礼の朝、花嫁侍女役の少女の一人一人が、長さ 2 m 幅 12cm のブルーあるいはグリーンの波立ち仕上げの絹リボンを持参する。リボンは、両腕の肘から上に巻き付けて、二条のブルーの間にグリーンが来るようにし、合わせて六条のリボンがスカートの裾までとどく。白地の胸着のほとんどは幅広い数条のリボンで覆われ、その上に聖体拝領十字架と乙女信心会メダルが留められる。首回りを飾る三重の白い波打ったレースの裏地は紅 (なお喪の場合はブルー) である。その上には黄色や白のガラス・パールのネックレスが何条も懸かる。《コレン (真珠 Koränn = Korallen)》と言い、昔は琥珀であった。《針もの師》が花嫁の腰の周りにラメ刺繍のアウト・ポケットを結わせ、その上に黒く輝く縞子のエプロンを付ける、さらにそれを張りつめるようにスカートに留めるのは、真ん中のパール状刺繍による花嫁の名前が見えるようにするためである。エプロンのリボンの上には絹地の花柄リボンが懸かり、その端は前側に垂れる。花婿が屋敷に車で到着すると、花嫁は白のハンドウォーマーを着け、ロザリオを指に巻き、祈禱書を両手でとる。

鐘の音が鳴り響き、青年たちの祝砲が轟く中、花嫁行列が村の大通りを進むと、沿道の両側は見物人でいっぱいである。小婚礼 (kleine Hochzeit), すなわち結婚証人は二人だけ、花嫁の侍女役の少女も 4 人から 6 人という場合は、新郎新婦は連れ立ってある (写真 25)。それに対して大婚礼 (große Hochzeit), すなわち婚礼のお供として花嫁侍女役の少女が 8 人から 12 人、花婿にも同じくらいの人数の男性の《露払い》(Bräulecern = Brautleitern) すなわち先導役が付く場合は、花嫁は二人の成人女性、花婿は二人の子供の先導役と共に歩む (写真 24)。この花嫁侍女役の少女と露払いは血族の若者を代表しており、新郎新婦は、今日、その絆きずなから出て行くのである。元は帰属性が生きていたことを衣装が示しているが、男性の場合は今では痕跡程度である。つまり、花婿と花婿の露払いは都会風の黒のスーツである。胸の左側には細い白いリボンが付けられ、そこに造花の色とりどりの花束を挿しているが、その花束は 10 年前辺りでも今よりずっと大きかった。当時は、花柄のリボンの下に、大きな黒い絹布が胸から膝まで下がっていた。今日でもシュヴァルム地方の花婿は、1827 年の*ヴィリン



24. 盛大な《大婚礼》の行列：花嫁侍女の少女たちの後に、花嫁付き添い人に案内されて新郎新婦が歩む。花嫁は頭に《盛り上げ》を戴いている。



25. 控えめな《小婚礼》の行列：花嫁侍女の内、《若侍女》は初聖体拝領の時の正装をし、《老侍女》は伝統的な《頭巾衣装》を着用する。老侍女が腰に挟んでいるのは《喜捨の布地》。

グスハウゼンの画家ゲルハルト・フォン・ロイテルン (1794-1864) が描きとめたのと同じような¹⁶⁾、沢山の造花の花束をあしらった布をまとっている。花嫁侍女をつとめる少女たちの衣装が花嫁の衣装と釣り合いがとれているのは、花嫁とお供の深いつながりを示唆している。なおマールドルフで行列の先頭に立つ侍女役の少女たちは、元は花嫁のお供ではなく、初聖体拝領の日の色とりどりの衣装の子供たちであった (カラー図版 VIII)。そこでの色とりどりのリボンをあしらった花冠は、子供たちを小さな花嫁のような装いにする。マールドルフでは、その出で立ちの少女は、葬儀の時ですら (後出 z)、《お嫁ちゃん》(Bräumaad) と呼ぶ。また花嫁侍女役の大人の装いは、村の歴史をたどると、基本的に花嫁の衣装と同じである。スカート、モツツェとエプロン、どれも黒である。白いバチスト地の布、《コレン (真珠 Koränn = Korallen)》をあしらった波文地スカーフ、胸元の花模様の《房飾り》とエプロン、ハンドウォーマーと組になったロザリオと祈禱書、これらは、花嫁の衣装におけるそれらとぴったり重なっている。はっきりした違いは頭飾りだけである。花嫁侍女役の大人はリボン頭巾、いわゆる《シャッポ》(Kappen) であるが、これは一世代前には、若い娘の日曜の教会堂詣での装いであった (後出 α)。この頭巾の頭の部分は真紅の波文リボンで包まれ、先は後頭部に懸かる (カラー図版 VI)。耳を覆う黒い幅広のリボンは顎の下で大きな結び目をつくる。その時の髪型はいわゆる《かづら (鬘)》(Buffanke) で、それを芯にしてシャッポを載せる。シャッポの右の側面には、造花とラメとガラス小球でつくった冠状の《シャッポ冠》(Kappenkränzi) をあしらう。今日は花嫁侍女役が付けるこの装いで、1890年頃にはまだ (紅いシャッポの代わりに黒いシャッポで) マールドルフの花嫁は婚礼祭壇へ歩んでいた。そしてすでに1840年からは、《盛り上げ》がフルダ地方から、上ヘッセンのカトリック教会系の村々へ浸透したのである (後出 β)。しかし20ターラーから30ターラーもかかるため、以後も数十年はそれをかぶるのは豊かな農民の娘だけだった。小婚礼ではなおも数十年間《シャッポ花嫁》(Kappenbraut) が引き続いて行なわれており、したがって1840-90年間は花嫁装飾では両者が並行していた。マールドルフの今日の花嫁侍女役の衣装の意味を問うに当たって、これにはなかなか意味がある。マールドルフの花嫁侍女役の衣装は昔の花嫁衣裳だからである。またそれによって、花嫁と花嫁侍女役が一つのグループと解されていることを示している。乙女の標としての花嫁冠 (前出 p. 84) は、今日では、乙女の時期の最後の日に花嫁が着けるだけである。さらに花嫁の付き添い、すなわち花嫁侍女役もまたこの装身具を着ける。かくして、この婚礼時のグループにおける衣装の組み合わせが生きている様には、元の乙女たちの共同体がありありとみとめられる。

16) フォン・ロイテルン (Gerhard von REUTERN) の油彩については次を参照, *Hessenkunst. Jahrbuch für Kunst-und Denkmalpflege in Hessenu und im Rhein*. Jg. 13. Marburg 1919.

(喜捨の布地)

結婚式の行事が終わると、花嫁の付添人たちは、祭壇の周りを歩み、そのとき寄進箱に金銭を入れる。また花嫁侍女の二人は、教会堂への道ではエプロンに差し込んで持ってきた数枚の白いハンカチをお供えする(写真25)。一枚は司祭のためとして祭壇に載せ、もう二枚は、聖体拝領のお礼として学校教師とオルガンの弾き手にである。昔は、男性の衣装には付き物であった黒い絹のスカーフや、あるいは白い大きなテーブルクロスのこともあった。この布地の喜捨は、独身の死者の葬儀でもみられ、中世の司祭の権利の最後の痕跡である。またそれはオルガンの弾き手にも適用され、後には村の学校教師にまで広げられたのである。19世紀中頃のマールドルフの学校正規教師に関する資料によれば、これらの布地は、村からの他の現物の喜捨と共に、オルガンの弾き手の収入として記録されている。信頼に足る推測では、ずっと昔は、特定の教会行事に際しての現物の喜捨に関するそうした権利は、アマーネブルク教会座の首席司祭の監督下にあったマールドルフの教区教会堂と密接であった。今も村の真ん中には十分の一税の倉庫が立っており、昔はそこにアマーネブルク教会座への年貢の穀物や亜麻が収納されていた。今日の布地の喜捨は、亜麻を自家で紡いでいた中世の貢納に遡る¹⁷⁾。当初は賞むべき習慣であったものが、時と共に義務的な喜捨、すなわち司祭の司式への決まった謝礼になり、それを抜け出すのは慣行に背くことにまでなった。この中世の習俗は宗教改革時代をも超えて生き続け、さらに1870年頃でもヘッセン各地で行なわれており、しかもプロテスタント教会圏とカトリック教会圏の両方の町村にまたがっていた¹⁸⁾。布地喜捨については、その起源と意味合いが忘れられて久しい。そのため、プロテスタント教会圏でも意味不明の慣行の解明がなされてきた。たとえばヴェッツラー郡では、婚礼の宴会や葬儀後の会食に牧師が加わるのは牧師の実入りと考えられている。またどちらの場合も、クッキーを包んで家へ持ち帰ることができるように白い亜麻布が使われるのである。こうして古い時代の司祭(牧師)の権利については歴史的に実証される。それに引き替え、結婚における布地喜捨を大昔インドゲルマン人のあいだで行なわれていた花嫁を包む風習の名残とする解釈¹⁹⁾はまったく的外れである。

(婚礼と歌唱習俗)

婚礼の宴会は強い酒で始まる。花嫁は貴賓席に着座し、その広がった黒いスカートが椅子

17) 参照, Georg SCHREIBER, *Volk und Volkstum. Jahrbuch für Volkskunde*. München 1936, S. 59.

18) 参照, Karl HESSLER, *Hessische Landes- und Volkskunde, II*. Marburg 1904, S. 476.

19) 参照, W. KOLBE, *Hessische Volkssitten und Gebräuche im Lichte der heidnischen Vorzeit* (1888前掲注11), S. 177.

の背もたれに広がる。昼食になると、花嫁は教会祭儀の黒い衣装から色とりどりの祭り衣装に着換える。緑のスカートには刺し子の入ったブルーの縞子のリボンで縁取りされ、モツェはブルーあるいはグリーンの絹、それに同じ色調の縞子のエプロンである。《盛り上げ》と装飾リボンは終日はずさない。その間、花嫁は《針もの師》の助けを借りて2回から3回のお色直しをする。その都度、豊かな衣装財の伝統的な階梯を降りてゆく（後出 r ）。花嫁侍女役も花嫁の範に倣って、同じ階梯をたどって衣装の華美を繰り広げる。真夜中になって、ようやく《盛り上げ》が《針もの師》によってはずされる。

婚礼の宴会とお色直しの合間のひと時に、畜舎のお披露目があり、また婚礼客は村の大通りを歩く。花嫁と花婿も、村人の間に何度か姿を見せる。新郎新婦は昼食には花嫁の《叔母ちゃま》（Gell [訳注] = 同居する両親 [多くは父] の未婚の姉妹）の分をつまみ、姉妹の家々を訪ね、さらに墓地へ赴いて親や祖父母の墓所で祈る。夕食の後には、皆で歌になり、一番の高齢者も一緒である。その前から、すでに婚家の窓の外では小声が聞こえる。花婿の学校仲間が、伝統的な《嫁とり歌》（Bräulieder [= Brautlieder]）をうたうために集まっているのである。三曲のメドレーと決まっており、それで一組と考えられている²⁰⁾。

1²¹⁾ ハイリッヒは新妻のもとに身体をやすめたり

ラインの岸のお金持ち伯爵殿のおん娘。

されど心の悪しきゆえ蛇現れて噛みつけば

[訳注] 良心の呵責を指す

新郎安息ほど遠く、寸時も眠りできぬまま。

夜も十二時打つときに、やおらカーテン揺れ動き

突如あらわる真ッ白き雪と冷たき人の腕

男見つめるその先にヴィルヘルミーネあの娘

死装束に身を包み男の前に立ちつくす。

《動かずそのままじっとして》かすかに声がこだまする

《そなたの昔の恋人がここに現れ出でたのは

心に残る恨み言、それ言うためでありませぬ

そなたの新たな愛の巣に呪いをかけはせぬつもり》

20) M. BRINGEMEIER, *Gemeinschaft und Volkslied* (1931前掲注5), S. 114.

21) この歌はヨーン・マイヤーの民謡研究でも取り上げられているのを参照, John MEIER, *Kunstlieder im Volksmunde*. Halle 1906, Nr. 131.

2²²⁾ 庭の木立の暗き陰

手に手をとって睦まじく
ミンナと騎士のエーヴァルト
愛のきづなを固めしぞ。

《ミンナ、泣かずにいておいで
どうか涙をみせないで
バラの花々咲く前に
そなたの元に帰り来る》

時は過ぎゆき早や一年
バラも蕾をつけるとき
木陰を過るエーヴァルト
愛の証しを目にしたり。

空しく立つる目じるしは
十字架彫りし大理石
刻みし文字もありありと
ヴィルヘルミーネ今は亡し。

剣も鎧も打ち捨てて
僧院入りたるエーヴァルト
次の一年経たぬうち
僧ら新たに墓立てぬ。

3²³⁾ この世に生まれ早や一步

子供はすでに目に涙
涙は最初の御挨拶

22) この歌はエルク (Ludwig ERK 1807-83) とベーメ (Franz Magnus BÖHME 1827-98) の民謡収集に収録されているのを参照, ERK-BÖHME, *Deutscher Liederhort*. Bd. 1. (1893), Nr. 112 a-c.

23) 前記のヨーン・マイヤーの文献にも収録されているのを参照, J. MEIER, *Kunstlieder im Volksmunde* (1906前掲注21), Nr. 201.

母は子供にキスをする。

悲喜こもごもに成長し
若き胸には愛の火が
応えて乙女の胸のうち
《愛している》と涙ぐむ。

花嫁うるわしその涙
その目を花婿覗くとき
リボンが結ぶ若夫婦
生きる苦難の第一歩。

夫が希望なくすとき
妻はけなげに空仰ぎ
夜は星空、昼は天
《諦めないで!》と目に涙。

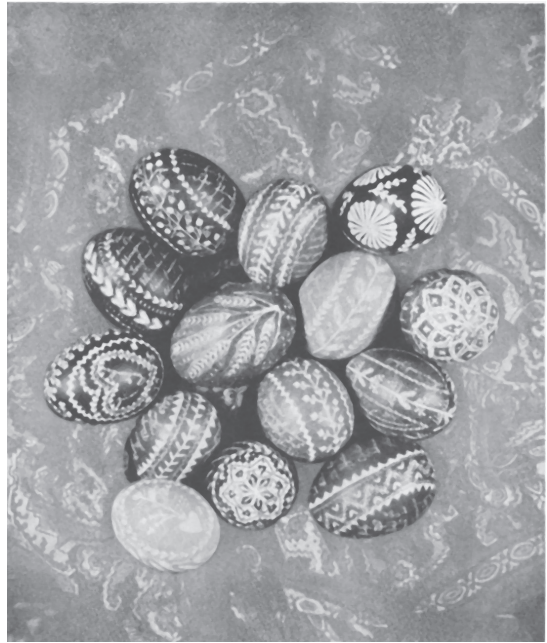
(婚礼調度の運び入れ：村内の嫁入りと村外からの嫁入り)

新婦が夫の家へ入るのは、結婚式からようやく2週間から3週間経ってからである。婚礼の夜、花嫁が親族と共に実家へ帰るのは《婚礼調度を調える》ため²⁴⁾、というのが、マールドルフの古くからの慣行である。何年にもわたって長持ちや戸棚にしまわれていた品々が、決まった日にテーブルや椅子の上に広げられる。そして女友達や隣家の女性たちが品定めにやって来る。新郎新婦が同じ村の出であれば、新婦の行列には花嫁侍女たちが随伴する。色彩ゆたかにリボンで飾られた幾^{こり}柄もの籠に、亜麻布・下着・ベッドシート・モツェ・スカーフ・靴・陶磁器・台所用具が詰め込まれる。日曜の晴着の少女たちがペアを組むか、あ

24) この習俗の解明としては、婚姻が結ばれた後もなお数日間の節制が決まりになっていた中世の慣行《トビアスの夜》(Tobiasnächte)を挙げることができる。中世初期以来、教会の影響下で、この習俗は、ドイツ語圏の多くの地域やドイツ語圏以外の諸地方に広まった。教皇アレクサンデル3世(在位1159-81)によるいわゆる《二カ月間の特権》(prigilegium bimestre)、すなわち結婚後も婚姻の完全な実行は最大2か月間先送りにされることが、1918年以前の古い教会法ではなお影響をもっていた可能性がある。婚姻の一方に後悔がはたらくときには、教皇の特免によって解消できたのである。1890年頃までは、フルダ司教区では、《三夜》の慣行が確認される。その間、花嫁はなお数日、両親の家にとどまった。



26. 洗礼：リボンに覆われたベビー衣の胸部には3体のお守りが添えられる。



27. イースターエッグ：娘たちは、恋人に銘文と文様を刻んだ卵を贈る。

るいは一列になって、その重い籠を頭に載せて運ぶ。こうして若妻が全部でどんなものを持ってきたのかは、終日、《女たち》による村の会話になる。なお家具類は、村の指物師が一棹一什と運び込む。最後に新郎が新妻をもらい受けるために新妻の両親の家へ赴く。そして二人は無言で村の通りを歩む。新妻が腕に懸けた十字架は、彼女に、まじめな人生の智慧を教えることを村人に促している。新妻はまた片手に大きめのカバンをもち、もう一方の手には雨傘をもっている。その慣行は、1934年にはなお完全に行なわれていた。その日の晚餐には、親族に加えて、行列を助けた全員が一緒である。

新妻が他の村から来るときは《荷入れ車》(Packwagen)の出番で(写真28)、トラックや家具運搬車もなかなか取って代わることができなかった。収穫に使う刈取り用の車に藁を詰め(昔は亜麻布を詰めていた)、その上に家具類を並べ、さらにその上に品物でいっぱい籠を積むのである。紡ぎ車、糸繰り車、それに物差しと挟みも欠かせない。積み荷の一番上は新しいソファで、そこに花嫁侍女たちが乗っている。彼女たちには、壊れやすい聖者像が手渡される。最後に、新婦の洗礼・堅信式の代母が二梱の《叔母ちゃまの籠》(Gellekörbe)を託す。籠の染めた麦藁編みには花嫁の名前と結婚の年次が浮かんでいる。この二梱には、はち切れるほど羽毛の詰まった枕が入っている。若夫婦の最初の子供のベッドのためである。そ



28. 婚礼調度を運ぶ《荷入れ車》：一番上には、花嫁侍女の少女たちが壊れやすい聖者像を抱えて坐っている。

れを覆うコットン布地からは華やかな彩のリボンが揺れている。最後は、《叔母ちゃま》が詰めてくれた彩ゆたかな《当て枕》(Kitzel [訳注] = Kützel 頭上運搬の緩衝枕)である。車が出発する前に、母親あるいは《姉さま》が貴重な品々に聖水を振りかける。馬が歩み始める動きが三度繰り返されるのは、三位一体の聖名を称えるためである。馬車は四臺である。花嫁と花嫁の父親は、それぞれの車を使う。花嫁の兄弟と叔父は、色鮮やかな娘スカーフを帽子に巻いて、やはりそれぞれ車を御してゆく。鞭の音を響かせつつ、一行は村の大通りを進んでゆく。荷入れ車の後にぴったりくっついて歩む一頭立ての車の御者は隣人である。車に積まれた藁には梱包した陶器類がおさまっている。花嫁の父親が自分で御して進める無蓋車には新婦と母親が乗っている。馬車の列が屋敷へ着くと、婿殿が椅子を持って出て、若妻が下りるのを助ける。和気あいあいとして会食は進み、両家の血族を今一度結び合わせる。

(衣装箆笥の中身)

翌朝、若妻は早くも屋敷共同体の仕事のリズムに組み入れられる²⁵⁾。夫が屋敷と畑で手慣

25) 参照, Julius SCHWIETERING, *Die sozialpolitische Aufgabe der deutschen Volkskunde* (1933前掲注15).

れた仕事をこなす一方、若妻は姑の指図に従って務めにいそしむ。そして程なく、自分の持ち場を見つけ出す。若夫婦には他から分離した場はなく、屋敷共同体の一部になってゆく。それがよく分かるのは、家事を共有していることで、若夫婦の自分たちの場所としては寝室があるだけである。若妻が持参した衣類や陶器類はしっかり梱包されて永く箆笥にしまったままになる。しかし夫が、誰か訪ねてきたとして馬の気配に気づかせるや、若妻は喜んで自分の大きな衣装箆笥を開ける。その箆笥は彼女が娘の頃からの持ち物で、上部には結婚前の名前と年次が記されている。衣装箆笥の観音開きの扉を開くとハンガーに懸かったスカートの鮮やかな色彩があふれ出る。同じ作りのものが30着から40着はあるだろう。すべてが両親の家で作られたわけではない。中には、独身の叔母から、その年齢では黒あるいはグレーのスカートしか合わないために譲られたものもある。また《地味な色合いの》木綿地のスカートやグリーンの厚手木綿布は代母からであろう。衣装箆笥の隅には、娘の頃のスカートが懸かっている(前出、本誌45号 p. 150)。数点のライトブルーの厚手木綿布、亜麻とウールの混紡地の白のスカート、それにリボンがたっぷりついた《跳ね折り (Sprinkel プリーツ)》。これらはどれも、一番上のスカートとしてはもはや着けるわけにはゆかない。キルメスのスカートも跳ね折りスカートも内側に着るものになってしまう。その他は、すでに将来の子供のためと決まっている。衣装箆笥の一番手前に見えるのは、あれこれのスカートを選びすぐった見事なもので、年中行事の種類によって農婦が区別して着用するのが決まりである(後出△)。箆笥の側面は、これまた華美な品々の抽斗である。先ず、まったく同じ断ち方のモツツェが20着から30着ある。これらはすべて《綿》(Baicht)で膨らませ、特別の畳み方をして、裏に枠をあてて外に向けて積み上げておく。虫がつかないようにウールの当て布には胡椒をふりかける。グリーン、ブルー、ヴァイオレットブルー、レッドブラウン、ブラックの《縺子のモツツェ》の他に、羅紗 (gepresstet Sammt [訳注] 圧縮したピロード、おそらく羅紗であろう)をつかった《毛羽立ちモツツェ》でも同じ色調が揃っている。またブルー奈染の亜麻の簡素なモツツェの他に、黒で編んだ地に糸でクロスステッチをほどこしたモツツェもある。別の抽斗には、胴着が、絹地・ピロード地・亜麻地・木綿地とふんだんに収納されている。

若い農婦が特に誇りをもって見せるのは、40条から50条に及ぶネッカチーフで、それには鮮やかな色彩のクロスステッチがほどこされている(前出、本誌45号 p. 150)。それらは、農婦が娘の頃に自分で編んで刺繍をしたのだった。もっとも、古いデザインの刺繍は、母親や叔母や代母から受け継いだ品である。喪のための黒のスカーフで冠文様が付かないものは、たいてい祖母からである。さらに最も多いのは、房の付いたスカーフで、これは町で買った既製品である。それ以外に、大きな抽斗につまっているのが大量のエプロンである。モツツェと同じ色調のエプロンだけでなく、同じ色合いながら《チベットのエプロン》

(Dibettschürze [訳注] カシミア風のウール地) もある。この二種類は、刺繍の豊かな《笹縁》(Gimpe) が特色で、そこには持ち主の名前が表わされている。しかしそれ以上に数が多いのは、亜麻を明るく染めたり黒っぽく染めたりした洗いのきくエプロンである。靴下の抽斗には、自分で編んだ3ダースから4ダースの毛糸地が入っており、色合いはヴァイオレットブルー、ライトブルー、ホワイト、ブラックである。そして一足ずつ重ね、そのさい左の脚の側面が表に来るようにする。白地にブルーとレッドの菱形文様は、この時点でもすでに生まれてくる娘のためのものと決まっている。結婚した女性にはもはや合わないからである。

これらすべては、《荷入れ車》に積んだ数多くの籠で運び込まれたのである。中には、靴ばかり10足から15足詰まった籠もある。編子、エナメル、キッド革の《よそゆき靴》(Kommodschuh) だけでなく、早くも現代のストラップシューズ (Spangenschuh) が数足まじっている。農婦のこうした華麗な持ち物全体は、質においても際立っている。素材も装飾も少しも手抜きがない。スカートはどれも4m以上の幅の布地が使われており、そこに付くりボンも合わせれば同じくらいの長さになるだろう。ちなみに値段表である²⁶⁾。

上質のスカートの経費 (1934年)

RM

(=ライヒスマルク)

長さ3m幅1.42mの布地1mあたり6RM	18 RM
7.5エレの花柄リボン1mあたり1.20RM	9 RM
7.5エレの幅広の絹リボン1mあたり1.60RM	12 RM
スカートの裾に付ける絹の結び紐	—, 40
当て布のための紅い布地	—, 50
最上の縫製 (刺し子 [キルティング] の材料と刺繍を含む) の場合の仕立て師の手間賃	8 RM

RM 47.90

26) [訳者補記] 計算表は原文では脚注の扱いだが、やや長めでもあり、読みやすさから本文へ移す。

《縺子のモツツェ》の経費 (1934年)

RM

(＝ライヒスマルク)

3 エレの縺子 1 m あたり 2.20 RM	6.60 RM
5 エレの幅広の絹リボン 1 m あたり —. 30 RM	1.50 RM
3 エレの綿球 (詰め物 Baicht)	2.40 RM
手間賃	2.60 RM

13.10 RM

こうした大きなストックをもつことにより、農婦は、祭りの日でも普段の日でも、その都度その都度の場の等級に合わせて微妙な差異を表現することができ、さらに新しい組み合わせの可能性をも常にもっている。これほど揃えるのは（[訳者補記] 正農ならではで）職人の妻などにはとうていできない。マールドルフの女性たちは、どの農婦が、エプロンに三つの《笹べり》を付けることができ、それに比べて他のどの農婦が一つか二つしか着けることができないかをよく知っている。農婦が日曜・祭日に《誇りを以て》振舞うこと、すなわち立派な衣装をつけることは、屋敷の名誉がもとめるところでもある。かく、若妻は婚家へ入るにあたって衣装をふんだんに持参するため、夫の農夫は新婚から十年間は妻のために何も作ってやる必要がない。日曜・祭日の衣装の大半は、持ち主の一生を超えて長持ちするのである。

農民屋敷が世代から世代へと続き、男女が相続の法則の下で結ばれるように、農民衣装も世代を超えて延びている。相続財の思念が農民存在の基本であることが特に表れるのは、花嫁の有する*下着・シャツ等の一式であろう。今も素材は、長持ちのする亜麻布で、中には両親や祖父母から伝わったものもあり、元の亜麻は自家で栽培して紡いだのだった。（第一次世界）大戦の数年を境に亜麻栽培は姿を消し²⁷⁾、町で亜麻の布の反物を買ってきて家で仕立てるようになった。まっとうな農婦は、少なくとも一年52週以上の下着を用意している。60着から100着になることも屢々である。それらは、タリエ（[訳注] 長さの単位でウエスト幅）の大きさに畳み、両袖を合わせて巻いて衣装箆筒に重ねてしまわれる。ベッドシートも30枚から40枚あり、箆筒を開けると文様入りのコットン地（Kattun [訳注] プリントした平織り木綿布）が輝き、ボタン穴に差し込んだ白い亜麻布リボンが箆筒から垂れ下がる。その他、真四角な枕、同じ数の《羽枕》（Peeel = Pfühl [訳注] 羽毛のクッション）、さらに沢山のベッドシートと《カーテン布》である（前出、本誌45号 p. 168）。

27) 1934年からは、亜麻栽培は政府の奨励策によって再び活気づいていた。

農民屋敷の堅実振りを代弁するものには、また自家で紡いだ亜麻布の《反物》があり、古い長持ちに並べてしまわれている。農民屋敷によっては、先祖から受け継いで100匹もの《反物》(合計では1100mになる)を持っていることもある。そこに新妻が持参した亜麻布が加わる。今日でも農民屋敷は、少なくとも25匹の《反物》を蔵している。ちなみに1シュタイゲ(Steige反物一匹)は20エレ(Elle)、1エレは57cmである。それらは、自分の代で使うのではないであろう。子供、さらに子供の子供が何か困った時に役立てるためである。農婦の結婚調度が屋敷観念に律せられている様子は、小熊手(Rechenレーキ)と大熊手(Harke)、さらに大きな幌(車蓋布)、10^{かます}呎から12呎の果物袋、それに数枚の粉袋をも併せて持参することが如実に示している。それゆえ若妻の活動範囲は狭い屋内だけではない。畑においても、屋敷共同体の成員たらんとする。

(亜麻布と羊毛)

農民屋敷は、歴史的な始まりにおいては、それだけでまとまった経済単位で、自己の消費するものを自ら作っていた。今日でもマールドルフの農民屋敷では、自分で賄うというこの原初の志向が感得される。たしかに近代の経済形式によって、農民の家政のまとまった閉鎖性は打ち砕かれたが、食と衣の領域に限っては、自分で賄うという行き方の痕跡がみとめられる。農民屋敷にとっては、自己が食するに必要なものを自ら作るのは自明である。マールドルフでは仔牛や成牛の屠殺はほとんどなく、そのため牛肉が食卓に上ることは稀である。村の農民たちが多く屠殺するのは豚であり、夏場の日曜・祭日には肉屋で牛肉を賈う。本物のコーヒーは嗜好品と考えられており、特別の場合に例外的にゆるされる程度である。家が没落するのは、往々、コーヒーにはまり込んだためとされる。マールドルフで飲まれるのは、小麦あるいは大麦のコーヒーである。村の共同パン焼き小屋でパンを焼くときには、ブリキ罐に詰めた小麦あるいは大麦も一緒に焼く。《小身》の人々も、この《コーヒー》を調達する。と言うのは、彼らには、刈り取りが終わった後、畑の落ち穂を集めることが許されており、それが一年間に必要な《コーヒー》になるからである。マールドルフの農民屋敷において毎朝オートミールあるいは牛乳のこってりしたスープ〔訳注〕煮込みに近い)を午前中の最初の食事に出るようになったのは、たかだか80年前からである。

その時代には洗濯石鹼もまだ一般には入っておらず、それに代わる独自の洗剤が使われていた。土曜の午後、洗濯を特に念入りに行ない、次いでチーズ作りの過程で出る一週間分の刺すような臭いの乳清を注いだ。木製の食器も同じようにこすって洗った。亜麻布の下着やシーツの洗濯では、灰汁が用いられた(1934年でもなお散見された)。先ず木の桶に入れた洗濯物の上に亜麻布を広げ、それを藁で覆う。その上に粗い目の亜麻布の(ブナを焼いた灰を沁み込ませた)灰布をかける。その全体に、はじめはぬるま湯、次に熱湯をかけて、一晚

そのままにしておく。最後に小川のほとりで漂白し、洗い落とすと、さっぱりした独特の香りが漂う。

19世紀初め、マールドルフの農民屋敷では、衣装の基本的な材料は自分で栽培して、それを加工していた。真っ先に来るのは亜麻布で、当時は下着だけでなく、特に夏場の男女の仕事着（前出、本誌45号 p. 162）にはもっぱらこれが使われた。亜麻栽培は労苦と神経を要するが、同時に屋敷共同体のあれこれの楽しい集まりの機会をも供した。マールドルフでは、森のはずれに掘られた坑道のような穴で亜麻の茎を燻した後、草原に広げて乾燥させた。その後は、屋内、すなわち納屋の中の作業になり、収縮させ、叩き、そして振るって扱くのである。冬の夜はいつも糸紡ぎで、マールドルフでは20世紀の初めまでそれが続いていた。

亜麻布と並んで、農民の自家経営の産物となるのは羊毛である。今も農民の屋敷経営では広く行なわれており、衣類づくりに役立っている。例年、天気の良い日に、マールドルフの農民たちは羊をオーム川へ連れて行って、毛を洗ってやる。ついで毛の刈りこみになる。刈った毛は櫛使いの者がほぐし、長い毛の房はゆるい玉になり、これができると紡ぐ準備がととのう。冬場の数か月は、大人の女性も未婚の女性も暖かい部屋と一緒に坐って、夏の間破れた下着類を《重ねがけ》したりし、またそこでは紡ぎ車が糸を巻き取ってゆくのだ。冬の夜長、娘たちが紡ぐ糸には自分のためのものもあった。糸の束は今日は大部分が仕事着としての靴下のためで、それらは決まり通りにヴァイオレットブルーに染められる。また大人の女性も娘たちも、日曜の靴下のために、羊毛を編み物用の糸玉に交換したがる。祭りの菱形文様の靴下にはこちらの方が合うのである。農婦は、自分の豊かなストックから美しい菱形文様を取り出して、下婢たちに正しい編み方を教える。まだ大人になっていない娘たちがいると、同様に仕事のグループに引き入れられる。編むのはやはり靴下が多く、屋敷の男性のためのものもあれば、女性のものもある。夜になると、下婢は自分自身のもの、たとえばネッカチーフを編み、そのとき主人の農婦は素敵な見本を選んでやる。彼女はまた、娘が大きくなるに連れて下着類のストックを蓄えるように気を配り、シャツやベッドシーツを自分で縫い上げるように導く。

（昔の家計簿における衣装の記載）

昔の家計簿に、マールドルフと隣のロスドルフに関係した資料を含むものがあり、それを見ると、農民は年間を通して、自分が抱えている雇従の衣服の必要に気を遣っていたことが明らかになる。そこでは、給金（Lohn [訳注] 賃金だが現物を含むことがある）の支払いが年の終

わり、すなわち12月28日に実行されるため²⁸⁾、下男と下婢は一年を通して必要なものすべて調達はできるが、それらはツケとして記入された。その帳簿には、家畜の状態や家族のできごとなどに挟まれて、衣装に関係した勘定計算が時々入っている（貨幣単位については注を参照²⁹⁾）。

	単位：Rthl. (=帝国ターラー)	単位：Sgr. (=銀グロッシェン)
下男に1754年の（雇用の）予約	15	
6月28日、正規靴一足をあつらえるに当たり支払い	1	15
聖霊降節に当たって支給	1	
6月11日、その母親に支給	3	
コンラート（大将）（〔訳注〕父または兄の区別であろう）に 漂白の支払い		7
9月21日ヘミッヒ・ベッヒャーのために靴二足支払い	2	34
キルメス一日目の支払い	1	
キルメス二日目の支払い		30
クリスマスの二日目として支払い		10
6月6日支払い	1	4
精霊降臨節の初日のために支払い	1	
下婢ホムブルガーの靴一足のために支払い	2	
よそゆき靴のため		37

あるいはまた別の記載である。

	単位：alb. (= Albus アルプス銀貨)
下婢の件 1774年	
半エレ、胴着のための支払い	10
靴匠に、靴の繕いのため	3
靴下のため 半ターラー	
仕立て師に	10

28) マウラー (Friedrich MAURER 1898-1984ヘッセン南域出身のゲルマニスト・言語学者) によれば、クリスマス期間（12月26日から28日）はマインツ選帝侯領邦における奉公人雇い替えの期日であった。参照, Friedrich MAURER, *Die Termine des Dienstbotenwechsels in Hessen*. In: Hessische Blätter für Volkskunde XXV (1926). S. 106-116.

29) [訳者補記] 貨幣計算の注記は本文の例示の後に移す。

マティルデ・ハインドイツの農村と民俗衣装 (3)

あるいはまた別の記載である（〔訳注〕以下の受け取りの表記は奉公人側の受け取りを指す）。

1832年、下婢一人、給金5ターラー、内1ターラーは前借金即金にて受け取り、また胴着一着作らせるにあたり1ターラー6バツツェン受け取り
 さらにシャッポー一頂作るにあたり21クロイツァー
 さらに2グロッシェン受け取り（〔訳注〕下婢から見て受け取りであろう）
 さらに5グロッシェン払う
 さらに3ターラー、マールブルクへ出かけるために受け取り
 さらに4グロッシェン、スカート1着作るに受け取り
 さらに2クロイツァー、古い靴のため

あるいはまた別の記載である。

	単位：Rthl. (=帝国ターラー)	単位：Sgr. (=銀グロッシェン)	単位：fl. (=フロリン)
1860年、ヴィルヘルミーネ・ベナー儀、下婢として受け取り	5 Rthl.		
綿布 (Baigt) とストールのために受け取り	1 Rthl.		
さらにリボンのため受け取り		15 Sgr.	2 fl.
さらにリボンのため受け取り		10	6
さらにモツツェ1着のため受け取り		21	
さらにネックチーフ1条のため受け取り		6	
さらに羊毛1ポンドを追加		12	

あるいはまた別の記載である。

	単位：Sgr. (=銀グロッシェン)	単位：fl. (=フロリン)
1861年、クリスティアン・タイス儀、番頭として受け取り	26 Rthl.	
靴の修繕のため	6 Sgr.	
さらに布4.5エレ、上っ張りにあたり	27	
さらに白いズボン作らせるにあたり	2	12 fl.
さらに小刀一振り	2	6
.....		
上っ張、作らせるにあたり		8
青色のズボン作らせる手間賃		8

参考：貨幣計算

18世紀と19世紀にマールドルフで有効であった貨幣計算は簡単には以下ようになる（ヘッセン選帝侯領邦ではプロイセンの通貨基準によっていた）。

1（帝国）ターラー（Taler = Rthl.） = 30銀グロッシェン（Sgr. = Silbergroschen）：

1 Sgr.（約10 Pf. = プフェンニヒ） = 12ヘラー（Heller）；

同時に、ライン地方の額面表示貨幣（Scheidemünze [訳注] 金属価値を超える額面のコイン）であるいわゆるヘッセン・アルブス（Hessen-Albus = alb.）の換算は1 alb. = 9 Pf.；

またヘッセン＝ダルムシュタット領邦ではグルデン（Gulden）とクロイツァー（Kreuzer）で計算され、その場合の換算は以下である。

1 グルデン（フロリン fl. と同） = 約1.70 RM. = 60クロイツァー

1 クロイツァー = 約—,03 RM. = 4ヘラー

4 クロイツァー = 約—,12 RM. = 1 バッツェン（Batzen）

主人と扈従とのこうした関係は、基本的には今日まで保たれている。今でも12月28日は*《決済日》（Scherztag = Schiedstag）として一年の賃金が支払われる³⁰⁾。この決済日には雇用の入れ替えもできる。ある者は残り、ある者は去ってゆくが、決まって《決済日のパン》（Scherzlaib）と《決済日のソーセージ》（Scherzwurst）が供された。なお給金は過去3世紀の間、基本的には同じかたちであった。すなわち給金は常に、屋敷の収穫の分配に与ること、そして屋敷に奉公する心構えがあることを意味するのである。これに関して、隣接するシュタウゼバッハ村の*カスパー・プライスが記した年代記（1637–1667年間）には次のような記述が見える³¹⁾。

30) 《決済日》（Scherztag）の語意と元の語形については諸説があり、差異が大きい。〔訳者補記〕以下では方言研究者と書誌のデータを補う）：フィルマル（August Friedrich Christian Vilmar [1800–68], *Idiotikon von Kurhessen*. Marburg 1868）とクレツェリウス（Wilhelm Creelius [1828–89], *Oberhessisches Wörterbuch: Auf Grund der vorarbeiten Weigands*. 1897–99）はscherzen（ふざける）が由来とする。シュメラ（Johann Andreas Schmeller [1785–1852], *Bayerisches Wörterbuch*. 4Bde. 1827–37）とヘスラー（Carl Heßler 19世紀末から20世紀初めにヘッセン地方の民俗学の定礎者の一人）はschürzen = weggehen（立ち去る）と関係づけている。なお先に挙げた帳簿の表記と年次は次のようである。Schodzdog (1754), Schartztag (1757), Schozdog (1763), Schodz dog (1772), Schatzgeld (1850)。これらの諸例がSchatz, schätzen（財物／値打ちをみとめる）と関係することは疑いの余地がない。他方、やや後の次の諸例がある。Schitztag (1856), Scherztag (1860), Schützttag (1863)。特にSchitztagとSchützttagはSchieds- (zuscheiden 区分する)と推測される。

31) *Stausebacher Chronik des Kaspar Preis*. Fuldaer Geschichtsblätter 1902.

余、1650年に、下男として、アンツェファール出身の、ハンヒェ・マルテルスの息子、名はヘルマンと云ふ者雇ひたり。然るに、この下男、余、給金として2モルゲンの小麦、1モルゲンの燕麦、靴2足、6エレの亜麻布支払ひたれど、下男の仕事一向に果たさず……

近年について言えば、マールドルフの下婢は、給金として次のものを支給された。小麦1ツェントナー、ジャガイモ10ツェントナー、60ターラー、亜麻布1.-11/2反、羊毛5ポンド、靴2足（採寸誂え）、リボン付き厚手木綿地の上質スカート1着、スカーフ1条、コットン地（プリント平織り木綿）のベッドシート1枚。俸給がこの種類であることを通じて、屋敷は、この女中を伝統的な衣装に絶えず新たにつなぎとめている。彼女の側から見れば、衣装が、それを身に着ける自分を、この労働圏が作用する枠内に引きこんでいる。なぜなら下婢が欲するこの給金形態は、現在にとってだけでなく、将来の家族づくりにおいても、確かな存在根拠を提示するからである。

（家僕の節季）

一年の給与計算の日は、扈従にとっては同時に10日間の自由な期間と一体である。下男や下婢の在所が近隣であれば、この期間が家族の元への藪入りになる。下婢がマールドルフ出身の場合は、仕事は朝夕の家畜の餌やりだけで、食事は主家の家族と共にする。そして大半の時間を屋敷内で、自分のための縫物や刺繍に費やす。このいわゆる《家僕の節季》(Lausdoag)³²⁾は、キルヒハインの新年市いっちの日取りでもある。近隣の若い連中はその歳の市とダンスへ引き寄せられ、マールドルフの扈従も決まって顔を出す。主家の農夫自身はこの期間に、鍛冶職や指物師、靴匠や仕立て師に年払いの決済をする。午後や夜を飲食館で過ごすこともある。《新年菓子》(Neujährche)つまりお下げ髪状のクッキー（[訳注]ねじりパン）を賭けるサイコロ・ゲームは近年ほとんど見かけない。昔の《家僕の節季》の楽しみや遊びについては、ロスドルフの農民*ハインリヒ・ホルストの詩がその様子をまざまざと写している。

32) 《家僕の節季》(Lausdoag)の語源と意味について、マウラーは(Fr. MAURER, 1926前掲注28)まったく不明としている。私見では、クリスマスから三聖王(1月6日[訳注]御公現)に至る12夜が民間では《占いの期日》(Lostage)とされることとの関係が推測できる。またここで引用した帳簿には1775年にLoitz Tageの表記があり、これはLeutetage(人々=家僕の節季)であり、クリスマスから三聖王に至る期間が人々(Leute)=扈従(Gesinde)にはきわめて重要であったことから、民間語源学の次元でLostageの転義として家僕の節季となったと考えられる。

クリスマスそして新年その間
これぞ極上稀な時
仕事ひとまず打ち捨てて
すべてまとめて片隅に。

パイプくわえてお隣りを
訪ねて過ごす者もあり
酒場へ行って思うさま
呑んで過ごすもまた勝手。

呑むのが好きな向きならば
牛と見まがう飲みっぷり。
お喋り好きのその上に
騒ぎを立てる者もあり。

気分のにせて歌うたい
まだまだ足りぬとまた歌ふ。
美酒に十八番の歌なれば
頭も心も熱上げる。

カルタ遊びのその上に
卓上踊る骰の目が。
出るは呑むはのブランデー
新年ケーキも焼きたてが。

若人ならば思い切り
遅い帰宅も何のその。
忘れちゃならぬ娘ごに
何か旨そな土産物。

昔祝った家僕の日
今日もまさしくその騒ぎ。
果たしてはまるこの不覚

大きな声で言えねども。

(屋敷共同体における叔父・叔母の役割)

昔からわらべ歌にうたわれてきマールドルフの農民の家族だが、それが維持されるには自身の叔母や叔父の存在なくしては考えられない。彼らは給金をもらわず、高齢になるまで手仕事に従事して父親の地所をまもる。彼らは、そこに生きがいを見出している。家族の歴史の識者であり、保守的な考え方の持ち主である。そして若い世代に父祖の習俗と慣行を教えこむ。財産は衣装である。特に年配の叔母はたくさんの素晴らしい衣装をもっており、すでに生前に、大人になってゆく姪に形見とすることを約束している。その叔父や叔母にとって名誉ある義務は代父母になることである。最初に生まれた子供には父方の親族が代父になり、二番目の子供には母方の親戚である。時には今日でも《叔母ちゃま》がシャッポを付けて、産婆さんと並んで新生児を教会堂へ連れてゆくのをみることがある。この《叔母ちゃま》は洗礼に際しては*《初塩料》を受け持ち、また若い母親が出産後はじめて教会堂へ詣でるときには代父の籠 (Gevatterkorb) にクッキー・コーヒー・砂糖を詰めてやる。子供は襦袢を離れるや、早くもこの代母から《叔母ちゃまの手作り》(Gellwerk) 一式 ([訳注] ミニチュア)、すなわち紅リボンでこしらえた小さなスカートとそれに縫い付けた胴着、小さなモツェにエプロン・ストール・頭巾・シャツ・靴下を一体にしたものを贈られる。毎年繰り返される代母プレゼントはこの時から始まるのである。すなわち、復活祭の卵 (写真27)、ニコラウスの日の《ニッケルの作り物》、そして《新年菓子》である。なお新年にだけは、代母は衣類をプレゼントする。屢々自分で作ったスカートあるいはストールで、それを入れる花柄プリントしたコットン地の《合力 Ziche》と呼ばれる小さな袋は大きなりボンで飾られている。お下げ髪状のクッキー ([訳注] ねじりパン)、つまり《新年菓子》も一緒に、これは昔からの決まりである。そうした毎年のプレゼントも初聖体拝領 (昔は14歳であった) で終わり、その次は婚礼の日の《叔母ちゃまの籠》が代母と代子のきづなを新たにすることになる。

訳 注

- p. 86 ゲルハルト・フォン・ロイテルン (Gerhard Wilhelm von Reutern 1794–1865) エストニアのヴァルガ (Valga) に生まれ、フランクフルト・アム・マインに没した軍人・画家。バルト・ドイツ人貴族の家系で、サントペテルブルクで教育を受け、タルトゥウの軍学校に進んでロシア軍に入り将校となった。対ナポレオン戦争の最中1813年に銃創を負い、右手切断の手術を受けた。療養中に知己となったゲーテから繪畫習得を勧められて繪筆を執り始めた。1820年にヘッセン北域シュヴァルム地方の南西角に位置するヴィリングスハウゼンの貴族シュヴェル

- ツェル家 (Schwertzell) の女性と結婚した。程なくグリム兄弟の末弟でカッセルの藝術アカデミーの教授であった画家ルートヴィヒ・エーミール・グリム (Ludwig Emil Grimm 1790-1863) と親交を結び、二人が中心になって1824年にヴィリングスハウゼンの居館において繪畫の藝術家村 (Willingshäuser Malerkolonie) を営んだ。フォン・ロイテルンも、グリムと同じくシュヴァルム地方の民俗衣装の油彩や水彩の作品を残している。
- p. 97 下着・シャツ等の一式 (Wäscheausstattung) Wäsche は日常的に洗濯を要する衣類を指すカテゴリーで、晴れ着などとは区別される。
- p. 102 決済日 (Scherztag = Schiedstag) 西洋では歴史的に決済期日は、(日本の大晦日の重みに比べると) 特定のただ一つの期日に集中してはいなかった。12月には主要な農繁期が終わってから時間が経っていることから、この場合は家政の延長の屋敷運営における常雇いの扈従・奉公人 (Gesinde 及び Dienstbote) が対象であろう。これに対して一定以上の規模の農業経営における季節労働者は、節目では雇始めが2月2日など、契約の終了は11月11日などのことが多かった。
- p. 102 カスパル・プライス (Kaspar Preis 生年不詳-1667) エブスドルファーグルント域ライデンホーフェン村 (Leidenhofen / Ebsdorfergrund 今日のヘッセン州マールブルク＝ビーデンコプフ郡) に生まれ、シュタウゼバッハ村 (Stausebach) に没した農民。マインツ大司教のアマーネブルクの地方官庁の役吏を務めた後、おそらく1636年に妻の親族からシュタウゼバッハ村の屋敷を買い取って移住し、その年から(逝去の年と推測される) 1667年までの年代記を98葉の紙片に書き綴った。三十年戦争末期の様相に始まり、農民屋敷の経営に因んで農事・家畜飼育・諸物価・祭り行事などについて記されている。
- p. 103 ハインリヒ・ホルスト (Heinrich Horst) ロスドルフは (Roßdorf) は今日はアマーネブルク市の一区劃。ハインリヒ・ホルストは不詳ながら、方言詩歌集にはマティルデ・ハインの本書を出典としてこの詩を載せているものがある。
- p. 105 初塩料 (Salzgeld) Salzsteuer (塩税) とも言い、昔の貢納や現物支払いに遡る呼称。